

「火報・防犯ベル・その他防災防火設備」

若葉台では、14階建ての棟が多い。災害には強いと言われるがさて……。地震対策としては、81年（S56年）以降は新耐震で建造されていると言う。2丁目以降はとりあえず安心というところか。この法律は、地震で壊れない建物というより、地震に遭っても、非難できる時間を稼げる建物にするのが主旨らしい。

では、建物運営上はどうか。一戸建てと違って随分沢山の設備が有りますが、使用方法を知っていますか。

自動火災報知器

各部屋に設置。煙を感知して1階の火報盤へ表示と鳴動。一括で防災センターへ通報される。アルコールでも鳴る。

防犯ベル

インターホン屋内機のボタンを押すと、玄関先で鳴動。通報はどこへも出ない。鳴っている時は、見に行ってください。誤報でもいいではないですか。無関心は関心できません。

エレベーターのインターホン

「非常呼」ボタンを押せば、防災センターが応答してくれる。但し地震等の時、多数のエレベーターが押すと順番に繋がるので、ゆっくり待つ事が必要だ。

消火器

建物には、基本的に歩行距離15mに一本の消火器（ABC消火単位10程度）が備えられる事になっている。階段室・廊下をちょっと歩けば必ず有る。でも自宅にも1本置いて欲しいです。

非難設備

非難はしごが妻側の住戸のベランダに有り、各戸の人は、途中の隔壁をぶち破ってたどり着く。かなりの力を必要とする。幼児は無理。一度防災訓練で経験すると良く判る。

屋内消火栓

初期消火用に、毎分130L・水圧1.7kg/cm²で20分間放水出来る。2.5m以内に1ヶ所。階段室に有る。使用にまごつくなら、逃げるが先だ。バルブは40mm。

消防隊専用栓

連結送水管設備とも言う。消防隊員が給水・ポンプ車を繋いで放水する設備。屋内消火栓と同じような位置に有る。バルブが大きい65mmだ。送水口の前に違法駐車して消火が遅れたら、きっと裁判沙汰で重大な過失になるでしょう。



29棟 消防隊専用栓 送水口